

藤枝市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例の一部を改正
する条例

藤枝市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例（令和２年藤枝市条例第
27号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「義務教育学校」の次に「、高等学校」を加え、「の前期課程
又は特別支援学校の中学部」を「、特別支援学校又は専修学校の高等課程」に、
「次項において」を「以下」に改める。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。